

第4章 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2 月を下回ってはなりません。

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

法人名
代表者氏名
電話番号
法人名(上記以外の法人)
代表者氏名
電話番号

法人印

印

法人印

印

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

1 合併後の法人の名称

合併後存続又は設立する法人名

2 合併後の法人の代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事(理事長)の氏名を記載する

3 合併後の法人の主たる事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで記載する

4 合併後の法人のその他の事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の町名及び番地まで記載する

5 合併後の法人の定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と完全に一致させる

(備考)
代表者氏名欄に署名する場合は、押印を省略できます。

施行細則

第15号様式(第18条関係)

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

主たる事務所の所在地
法人名
代表者氏名
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第89条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

【添付書類】

- ・登記事項証明書2部(うち、写し1部)
- ・財産目録2部

2 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

（注）社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法31④）。

ニ 解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法31の4）

(2) 清算の終了まで

NPO法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法31の5、法31の9、法32の2①）。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

（注）債権の申出の公告は、2箇月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります（法31の10①④）

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法32の3）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

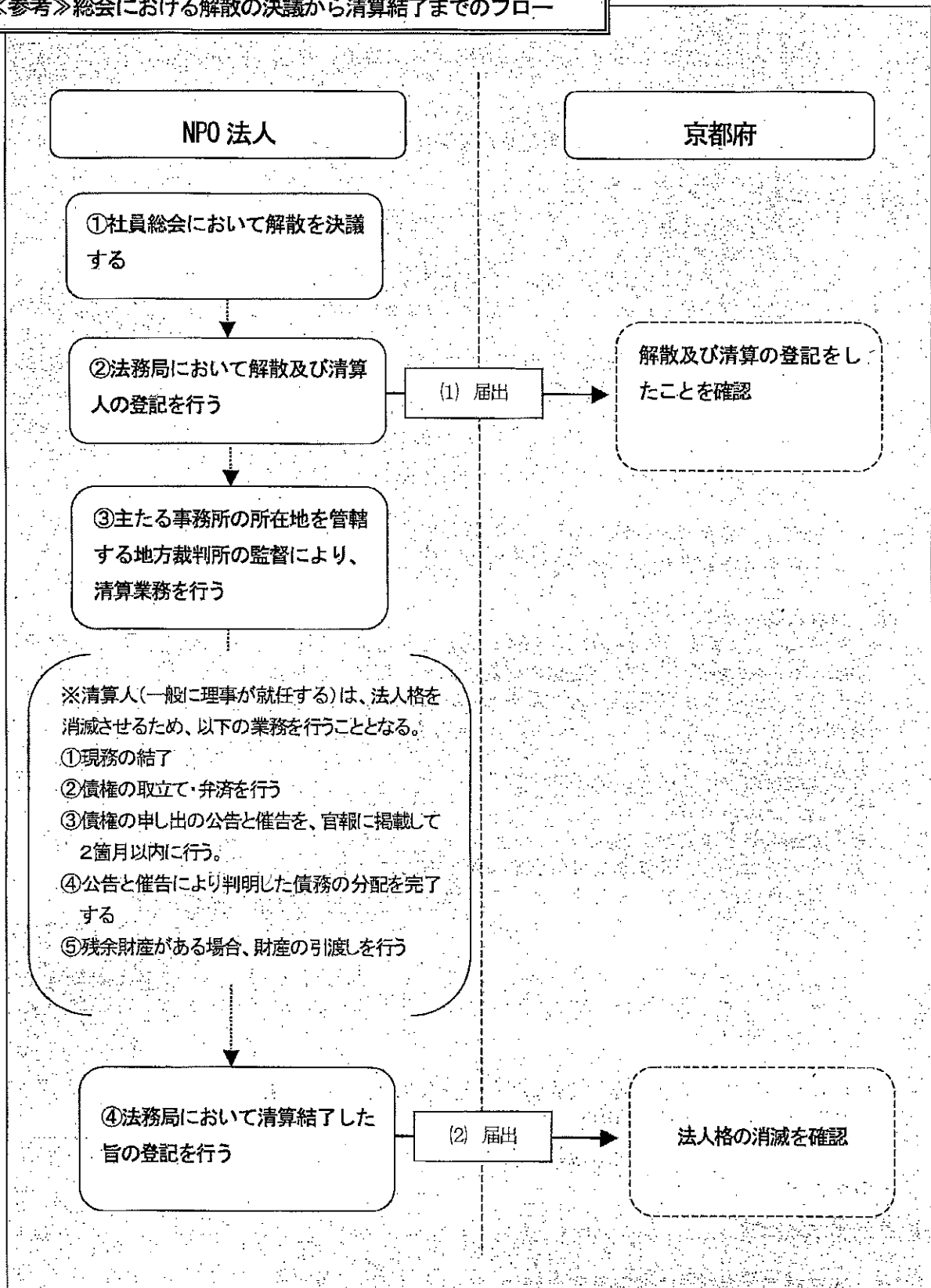
(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
解散届出書	96
登記事項証明書	—

(2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
清算結了届出書	99
登記事項証明書	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



施行細則

第9号様式(第12条関係)

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

印

法人印

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能となるに至った理由及び経過

2 財産の処分方法

(備考)

代表者氏名欄に署名する場合は、押印を省略できます。

施行細則

第10号様式(第13条関係)

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事 様

主たる事務所を設置している都道府
県知事宛(指定都市のみに事務所を
設置している場合は、その市長宛)
に提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

法人名
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項

第1号
第2号
第4号
第6号

に掲げる事由により下記のとおり特定非営

利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 財産の処分方法

【添付書類】

・登記事項証明書 | 部

施行細則

第11号様式（第14条関係）

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府
県知事宛（指定都市のみに事務所を
設置している場合は、その市長宛）
に提出する

法人名

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け
出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人に就任した年月日

【添付書類】

・登記事項証明書 | 部

様式例・記載例（施行細則第15条関係）

申請書の提出年月日を記載する
年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

京都府知事 様

主たる事務所を設置している都道府県知事宛（指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛）に提出する

法人名
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

印
法人印

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

（備考）

- 1 清算人の氏名欄に署名する場合は、押印を省略できます。
- 2 残余財産の譲渡を受ける者が複数である場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載してください。

施行細則

第13号様式(第16条関係)

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

京都府知事 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

主たる事務所を設置している都道府県知事宛(指定都市のみに事務所を設置している場合は、その市長宛)に提出する

法人名
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算終了届出書

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類】

・登記事項証明書1部

年 月 日

京都府知事

様

所在地
法人名
代表者の氏名
(連絡先)



府民税の均等割の課税免除の適用申請書

特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例第2条第2項の適用を申請します。

記

法人設立年月日 (設立登記日)	年 月 日
対象となる事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
主な事業内容	
収益事業の概要	

注 定款の写しを添付してください。

【常用雇用の維持又は増加に係る申請書】

施行規則第1号様式

年 月 日

京都府知事

様

所在地
法人名
代表者の氏名
(連絡先)

㊦

府民税の均等割の課税免除の適用申請書

特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例附則第4項の適用を申請します。

記

法人設立年月日 (設立登記日)	年 月 日
対象となる事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
主な事業内容	
収益事業の概要	

注 定款の写しを添付してください。

年 月 日

府税事務所（広域振興局）長 様

所在地

法人名

代表者の氏名



調 査 等 依 頼 書

特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例の適用を受けるため、下記の事項について調査のうえ、関係部局への伝達を依頼します。

記

- 1 申請日（府民税の均等割の課税免除については申告書の提出期限の日。以下「申請日等」という。）において府税の滞納がないこと。
- 2 申請日等前3年間以内において、地方税法第55条2項の適用を受けていないこと。
- 3 申請日等前3年以内において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第68条の規定による法人税に係る重加算税の賦課又は地方税法第72条の47第1項若しくは第2項の規定による重加算金額の決定がされていないこと。

常用雇用者一覧表

1 課税免除を受けようとする事業年度

(1) 事業年度 年 月 日～ 年 月 日

(2) 事業年度末日における常用雇用者人数 人 (A)

(3) 該当者名簿

氏 名	雇用年月日	氏 名	雇用年月日

2 課税免除を受けようとする事業年度の前事業年度

(1) 事業年度 年 月 日～ 年 月 日

(2) 事業年度末日における常用雇用者人数 人 (B)

(3) 該当者名簿

氏 名	雇用年月日	氏 名	雇用年月日

3 常用雇用者の増加人数 (A) - (B)

人

総収入金額に関する書類

1 特定非営利活動に係る事業

科 目	課税免除を受けようとする事業年度の前事業年度	課税免除を受けようとする事業年度	備 考 * (収支計算書の収入科目)
① 会費・入会金収入	円	円	
② 事業に伴う収入	円	円	
③ 寄附金・補助金 収 入	円	円	
④ 受取利息、受取配当金 収 入	円	円	
合 計	A 円	B 円	

2 その他の事業→定款に「その他の事業」又は「収益事業」を定めている場合のみ記入してください。

科 目	課税免除を受けようとする事業年度の前事業年度	課税免除を受けようとする事業年度	備 考 * (収支計算書の収入科目)
① 会費・入会金収入	円	円	
② 事業に伴う収入	円	円	
③ 寄附金・補助金 収 入	円	円	
④ 受取利息、受取配当金 収 入	円	円	
合 計	C 円	D 円	

3 総収入金額の合計

課税免除を受けようとする事業年度の前事業年度の総収入金額 (A+C) 円

課税免除を受けようとする事業年度の総収入金額 (B+D) 円

【備考欄について】

*上記収入科目ごとの収入金額(①②③④の金額)が、法人の作成する収支計算書(特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する収支計算書)において異なる収入科目に仕分けしていることなどにより、添付している収支計算書の収入科目ごとの合計金額と一致していない場合は、備考欄に収支計算書における収入科目を記載してください。